

諮問庁：国立大学法人大阪大学

諮問日：平成30年1月22日（平成30年（独個）諮問第5号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独個）答申第90号）

事件名：本人に係る「情報提供のあったマイル使用等に係る調査結果について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「情報提供のあったマイル使用等に係る調査結果について」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月18日付け阪大総総第3-10号により、国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件個人情報調査についての通報者からの情報を聞くと、極めて私的で審査請求人の個人事情に通じた者でないと知り得ない内容である。その内容は親類縁者もしくは大阪大学事務取扱者だけがその情報を把握できる立場にある。本件について大阪大学による調査では審査請求人は大変な手間と時間が取られ、また名誉も大きく傷つけられた。そのような被害を受けた原因は大阪大学事務関係者の通報ではない個人であることを確認をするために開示請求をしたところ、情報通報者からの資料は全部黒塗りされており、確認が不可能な情報開示であった。

法は公益通報者を社会的制裁から守ることを目的とするところ、本件通報は審査請求人個人への嫌がらせを目的としたものであることは明白であり、公益通報とは言えず、法の目的に沿わないものであり、開示することは法の趣旨に反しない。改めて、ここに情報提供者についての通報内容の開示を求める。

（2）意見書

法は、個人対大組織という構図の中で、情報提供者個人の権利を守るためであるが、一方、通報対象者が組織機関ではなく個人の場合は、その権利も同様に守られるべきものである。

本件調査において、審査請求人は、大阪大学とはなんら契約関係がないにも関わらず、元職員であり、本来提示する義務のない個人情報に金銭を払ってまで入手して提示するなど、全面的に大阪大学に協力した。それにより調査が完了し、規約に反していないことが証明された。

しかし、調査中一時的にせよ、審査請求人は被疑者扱いにされ、調査完了後も大阪大学側及び通報者から謝罪や釈明は受けていない。

調査段階において、大阪大学には「通報内容は極めて個人的な内容であって、知り得る人物は特定でき、通報内容を以前より耳にしていることから、個人的な怨恨による迷惑行為であるということは明白である」と再三説明しており、大阪大学が本件が公益通報ではないことは、容易に判断できたはずである。にもかかわらず、それについて検討をした形跡は、全くうかがえない。

通報者による被通報者たる審査請求人への迷惑行為の防止という点での配慮が、大阪大学当局にて全くなされていないのは、公的機関としての大阪大学の大きな失当であり、本件に関しては通報者情報の開示を求める権利が被通報者たる審査請求人にはあると考えられる。

本件非開示処分は、通報者が法によって守られ匿名であり続けられるということを利用して、迷惑行為を堂々とするもので、社会的な迷惑行為を法によりかえって助長する結果となっている。これは大学など公的機関としての社会的な義務と責任に反する行為である。

これまで当方は、複数回にわたり類似の迷惑行為を受けており、このまま放置すれば今後も同様の嫌がらせを受け、虚偽の迷惑情報が流布され続ける可能性が大きい。そのような事態を個人として未然に防止するためには、通報者の情報開示を受けることが必要不可欠である。

本件は個人からの個人の所為に関する通報である。仮に通報者が事実を通報しているのであれば、個人情報の開示は通報者に社会的な不利益をもたらすものではない。通報者が個人攻撃のために通報したのであれば、このような行為を公的機関（大阪大学）が保護推奨していることになり、犯罪行為に半ば手を貸すことに他ならない。この点での検討が大阪大学の理由説明書からは全く欠落していることは明らかであり、原処分はこの点において不当である。よって、ここに個人情報の開示を請求するものである。

通報を受理する機関は、それが正義に基づいた社会的公益通報であるのか、個人的迷惑行為であるのかを厳しく峻別し、被通報者の個人的な権利及び安全をも守ることが要求される。

以上、個人情報保護の趣旨に則り、適正な処分を求めたく、厳正な審査を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件諮問の対象となった法人文書は、大阪大学の出張により取得したマイルの私的流用に関する情報提供に基づき、審査請求人が受けた調査についての文書であり、当該文書には、原議書表紙、当該調査の結果、情報提供者への連絡文書、調査対象となった者と大学担当者とのやりとりを記載した文書及び通報文書がある。

審査請求人から本件文書の開示請求があり、大阪大学から通報者へ連絡したメール文書には、通報者の氏名、メールアドレス、同人の仕事の状況が、通報文書には、通報者が自筆で書いた住所、氏名、電話番号、メールアドレス、FAX番号、郵送先住所、通報内容等が記載されており、当該部分については、法14条2号の請求者以外の個人情報に該当することから、不開示としたものである。

これに対し、審査請求人から、本件調査について、通報者からの情報は、極めて私的で審査請求人の個人事情に通じた者でないと知り得ない内容であり、その内容は親類縁者もしくは大阪大学事務取扱者だけがその情報を把握できる立場にある。本件について大阪大学による調査において、審査請求人は大変な手間と時間が取られ、また名誉も大きく傷つけられた。そのような被害を受けた原因は大阪大学事務関係者以外の個人の通報であることを確認するために開示請求したところ、情報通報者からの資料は全部黒塗りされており、同確認が不可能な開示決定であった。法は公益通報者を社会的制裁から守ることを目的とするところ、本件通報は審査請求人個人への嫌がらせを目的としたものであることは明白であり、公益通報とは言えず、法の目的に沿わないものであり、開示することは法の趣旨に反しないことから、情報提供者についての通報内容の開示を求めるとの審査請求があったものである。

通報文書は、通報者が自筆で書いた住所、氏名、電話番号、メールアドレス、FAX番号、郵送先住所、通報内容等が記載されており、通報者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、FAX番号、郵送先住所については、個人識別情報に該当することから不開示とした。また、通報内容等については、その内容及び筆跡を明らかにした場合、通報者の周囲の者が、通報者を特定することが可能となり、通報者の権利利益を害するおそれがあることから不開示としたものである。

なお、通報文書については、これまで公にしておらず、今後も公にする予定はないものである。

以上のことから、原処分は妥当であると判断したものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月5日 審議
- ④ 同月13日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年3月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「情報提供のあったマイル使用等に係る調査結果について」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めらるるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報について、通報者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び通報内容等に係る記載部分を法14条2号に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、以下のとおり説明する。

ア 大阪大学から通報者へ連絡したメール文書及び通報者からの通報文書の不開示部分には、通報者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び通報内容等が記載されている。

イ 通報者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等は、個人識別情報に該当するため不開示とした。

ウ 通報内容等は、その内容や筆跡等から、通報者の周囲の者が通報者を特定することが可能となり、通報者の権利利益を害するおそれがあることから不開示とした。

エ なお、通報文書は、これまで公にしておらず、今後も公にする予定はない。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件対象保有個人情報は、大阪大学から通報者へ連絡したメール文書及び通報者からの通報文書に記録された保有個人情報であって、諮問庁の説明のとおり、通報者の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス及び⑤通報内容等が不開示とされていることが認められる。

イ 当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人（通報者）に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。また、当該情報については、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれ

も認められない。

次に、法 15 条 2 項による部分開示の検討を行うと、上記①ないし④は、特定の個人を識別することができる情報であるので、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、開示することにより、その記載内容や筆跡等から開示請求者が通報者を特定することが可能となり、当該通報者の具体的な通報内容等が知られることとなり、当該通報者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司